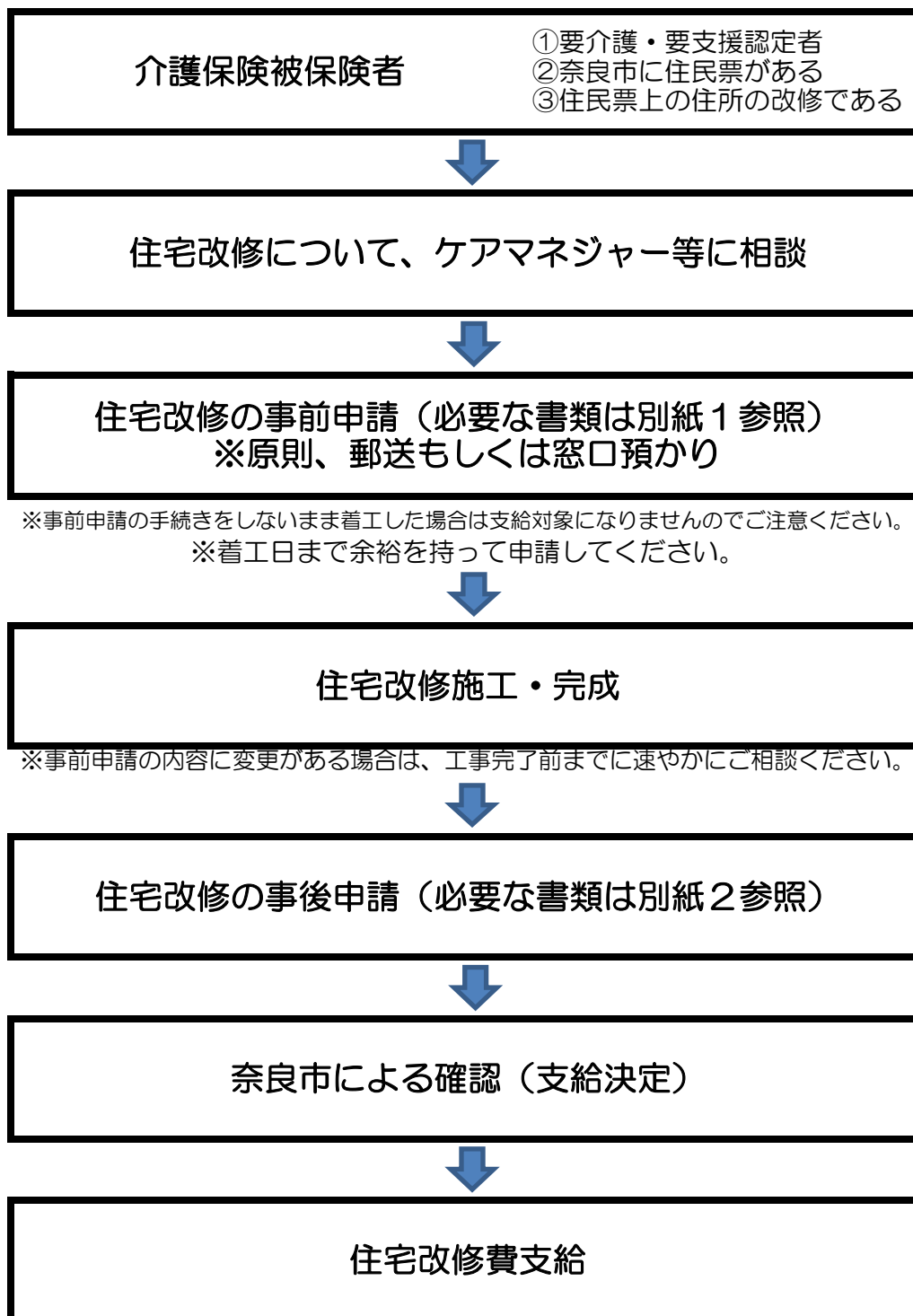


住宅改修費支給申請チェックマニュアル

在宅の要介護・要支援者が、手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を実際に居住する住宅（介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅）について行ったときは、市町村が要介護者の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費が支給されます。（上限20万円。分けて利用も可）
申請される場合は必ずこのチェックマニュアルをご確認ください。



※住宅改修費は、事後申請月の翌月末に支給する予定です。（事前に支給決定通知送付します。）

※見積もりは2社以上とりましょう。工事は簡単にやり直しができません。
利用者の方の自立支援のための動線になっているか、材料や価格は適正か等
ケアマネジャーやご家族等と相談してください。